

下水管渠調査委託業務仕様書

令和 7 年 7 月

(四日市市上下水道局 下水維持課)

(共通仕様書)

第 1 本業務の施行に当たっては、「特記仕様書」を準用する。また、試掘調査業務に当たって「三重県公共工事共通仕様書」（四日市市上下水道局下水維持課にて縦覧）を準用する。

(設計図書優先順位)

第 2 設計図書等相互に差異のある場合の優先順位は、次の通りとする。

- (1) 質問回答書
- (2) 契約図書
- (3) 特記仕様書
- (4) 三重県共通仕様書

(関連業務)

第 3 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。

(土地への立入り等)

第 4 現地調査に際し民地へ立ち入る場合は住民の許可を必ず得ること。また 業務を行う際、四日市市上下水道局が発行する調査員証を携帯すること。

(施工管理工程)

第 5 受託者は、契約締結後 7 日以内に発注者が選定した監督職員と工程管理者等の協議を行い、発注者が指定する様式の調書（以下「調書」という）に必要事項を記入後、発注者に提出するものとし、原則として毎月末委託案件の進捗状況等必要事項を整理して、翌月の 3 日までに発注者に提出するものとする。

但し、発注者において必要がある場合は、随時発注者が調書の提出を請求できるものとし、この場合の提出期限は、発注者と受託者の協議とする。なお、提出方法は、持ち込みもしくはファックス（059-354-8303）にて可能とする。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第6 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）

第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(障害者差別解消に関する事項)

第7 1 対応要領に沿った対応

(1) この契約による業務の実施（以下「本業務」という。）の請負を受けた者（以下「受注者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受注者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(四日市市熱中症対策に関する事項)

第8 四日市市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行要領における「工事着手日」から、「工期末前の受発注者間で協議した日」までの期間とは、工事着手届の提出日から工期末の3週間前までとする。

(特記仕様書)

第9 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（受託者の義務）

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再委託の禁止）

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を

行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（苦情の処理）

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（定期報告及び事故発生時における報告）

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（監査及び検査）

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に

関して必要な指示をすることができる。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
設計積算条件	☒ 工事工種 ☒ 積算基準 ☒ 単価適用日 ☒ 週休補正×施工地域区分 ☒ 施工地域区分 ☒ 一般管理費の補正 ☐ 随意契約による調整	☒ 該当工事工種を記入する。 下水道工事(2) ☒ 三重県県土整備部制定 令和7年7月制定 ☒ 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－2020年版 ☐ 想定土質 () ☐ 透水係数 () ☒ 建設物価・積算資料 令和7年9月 ☐ ○○協会参考資料(2025)※参考 ☒ 週休補正なし ☐ 4週8休以上 ☐ 市街地(DID補正)(1)-1 (☐ 電線共同溝工事 ☐ 道路維持工事 ☐ 舗装工事 ☐ 橋梁保全工事) ☐ 市街地(DID補正)(1)-2 (☐ 市街地(DID補正)(1)-3 ☐ 一般交通影響有り(1)-1 (☐ 電線共同溝工事 ☐ 道路維持工事 ☐ 舗装工事 ☐ 橋梁保全工事) ☒ 一般交通影響有り(1)-2 ☐ 一般交通影響有り(2)-1 (☐ 電線共同溝工事 ☐ 道路維持工事 ☐ 舗装工事 ☐ 橋梁保全工事) ☐ 一般交通影響有り(2)-2 ☐ 山間僻地及び離島 ☐ 補正なし ☒ 前払金支出割合に係る一般管理費の補正 ☐ 有 ☒ 無 ☒ 契約保証に係る一般管理費の補正 ☐ 有 ☒ 無 ☐ あり ☐ なし
工程関係	☐ 別途工事との工程調整 ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 ☐ 他機関との協議 ☐ その他 ()	☐ 調整項目 ☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他 () ☐ 別途協議 ☐ 制限する工種名 () ☐ 施工時期及び施工時間 () ☐ 施工方法 () ☐ 協議が必要な機関名 () ☐ 協議完了見込み時期 () ☐ その他 ()
用地関係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり ☐ 仮設ヤードあり ☐ その他 ()	☐ 未処理箇所 (☐ 別添図 ☐ No. ~ No. ☐ 別途協議) ☐ 完了見込み時期 (☐ 令和 年 月頃 ☐ 別途協議) ☐ 仮設ヤード (☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他 () ☐ 別途協議 ☐ 仮設ヤード使用期間 () ☐ 仮設ヤードからの運搬距離 (L= Km) ☐ 使用条件・復旧方法 () ☐ その他 () ※事前に地元と協議を行い、増減が必要な場合は事前に監督職員と協議すること。
公害対策関係	☐ 施工方法の制限あり ☐ 事業損失防止に関する調査あり ☐ その他 ()	☐ 制限項目 ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ 排出ガス ☐ その他 () ☐ 施工方法 ☐ 指定工法名 () ☐ その他 () ☐ 別途協議 ☐ 調査項目 ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質測定 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他 () ☐ 調査方法 ☐ 別途資料 ☐ その他 () ☐ 別途協議 ☐ その他 ()

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	☒ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置 ☐ 別途図面 ☐ その他 () ☐ 別途協議 ☒ 交通管理要員の配置 ☐ 別途図面 ☐ その他 () ☐ 別途協議 ☒ 別途仕様書 ☒ 配置人員数 (2 人) 有資格者の配置 ☒ 一部要 ☐ 不要 ☐ 交代要員数 (人/日) 有資格者の配置 ☐ 要 ☐ 不要 ☒ その他(配置人員の変更は原則行わないものとするが、交通誘導警備員については、地元自治会、関係機関及び警察の意見を検討し、配置人員に変更が生じる場合については、監督職員と別途協議を行うこと。ただし、工事車両の搬入出に伴い配置する場合については、間接費に含まれるものとし、設計変更の対象としない。)
	☐ 近接施設等に対する制限	☐ 既存施設あり ・近接公共施設 ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他 () ・近接施設 ☐ 擁壁 () ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他 () ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種 () ・制限内容 ()
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置 ☐ 別途図面 ☐ その他 () ☐ 別途協議 ☐ 保安要員の配置 ☐ 別途図面 ☐ その他 () ☐ 別途協議
	☒ 現場での安全確保(自主施工の原則)	☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☐ 現場環境改善費適用工事	☐ 現場環境改善の内容(率分)() ☐ 現場環境改善の内容(積上)() ☐ その他 ()
	☐ その他 ()	☐ その他 ()
仮設備関係	☐ 仮設備の設計条件あり	☐ 使用期間及び借地条件 ☐ 別添図面等 ☐ その他 () ☐ 別途協議 ☐ 転用あり (回) ☐ 兼用あり () ☐ その他 ()
	☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定	☐ 構造及び設計条件 ☐ 別添図面等 ☐ その他 () ☐ 別途協議 ☐ 施工方法 ☐ その他 ()

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
残土・産業廃棄物関係	☐ 残土処分 (処分先については監督職員に工事打合簿にて提出すること) ☐ 残土処分(指定処分・他工事流用) ☐ 産業廃棄物の処理条件あり ☐ 提出書類 ☐ 路盤材の流用 その他()	☐ 残土処分地 暫定運搬距離(処分地未定につき相互協議する) ☐ L= 4Km ☐ L= 8Km ☐ 別添図等 ☐ その他() ☐ 別途協議 ☐ 残土処分地での処理費 ☐ 計上あり ・残土処分地の追跡調査を受けなければならない。 ・発生土搬出伝票及び処分地の搬入伝票等を提出しなければならない。 ☐ 計上なし ・監督員から請求があれば残土処分地の追跡調査を受けなければならない。 ・処理費について監督員と協議を行い変更契約できるものとする。なお、処理費を計上する場合、発生土搬出伝票及び処分地の搬入伝票等を提出しなければならない。 ☐ 処分地の処理条件あり ☐ 押土整地 ☐ その他() ☐ 産業廃棄物の種類 ☐ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ 再生砕石 ☐ その他() ☐ 産業廃棄物の処分地 運搬距離 (L= Km) ☐ 再生処分地 () ☐ 最終処分地 () ☐ 別途協議 ☐ その他() ☐ 別途図書 ☐ 処分地での処理費 ☐ 計上あり(☐ 処理料 ☐ 押土整地 ☐ 被覆土) ☐ その他() ☐ 別途協議 ☐ 処分場の受入条件() ☐ 舗装切断時の排水処理 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」する際には、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 ☐ 現場内で発生した既設路盤材については、埋戻土として利用可能であれば、監督職員と協議し、埋戻土として使用すること。 ☐ その他()
工事支障物件関係	☐ 工事支障物件あり ☐ その他	☐ 支障物件名 ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他() ☐ 移設時期 (☐ 令和 年 月頃 ☐ 別途協議) ☐ 防護 () ☐ その他 ()
排水工関係 (濁水処理含む)	☐ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり ※法令上乗せ制限の場合	☐ 項目および基準値 () ☐ 調査項目 () ☐ その他 ()

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり ☐ 提出書類あり ☐ 注入量の確認 ☐ 注入の管理及び注入の効果確認 ☐ その他	☐ 工法区分 ☐ 材料種類 () ☐ 施工範囲 () ☐ 削孔数量 () ☐ 注入量 () ☐ その他 () ☐ 別途協議 ☐ 工法関係 () ☐ 材料関係 () ☐ その他
再生材料使用関係	☐ 再生材使用の指定あり ☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用 ☐ その他	☐ 再生材の種類 ☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラシャーラン ☐ 再生砂 ☐ 再生材が使用できない時の措置 ☐ 新材に変更 ☐ その他 () ☐ 別途協議 ☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 (認定製品の品名:) ☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名:) 【注:認定製品の品名欄については、設計単価表品名を記入すること。】 ☐ その他 ()
その他	☐ 工事用機材の保管 ☐ 現場発生品あり ☐ 支給品あり ☐ 盛土材料等工事間流用あり ☒ 試験 (圧縮強度試験、中性化深さ試験) ☐ テストピース (区画線工) ☒ 随時検査 ☐ 汚水桝設置申請書回収費 ☐ 不可抗力による損害 ☐ その他 ()	☐ 保管場所 () 期間 () ☐ その他 () ☐ 品名 () 数量 () 保管場所 () ☐ その他 () ☐ 品名 () 数量 () 引渡場所 () 時期(令和 年 月 日) その他 () ☐ 運搬方法 (☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他 () ☐ 引渡場所 (☐ 別途図等 ☐ 別途協議 ☐ その他 () ☐ 数量 () 運搬距離 L= Km) ☒ 試験実施 ☒ 要 ☐ 不要 ☐ テストピース実施 ☐ 要 () ☐ 不要 ☒ 受注者は四日市市工事検査規程第8条第6項に基づき、発注者が随時検査を求めた場合は、監督職員 の指示に従い受検すること。 ☐ 件数・・・ 件 本工事は災害応急対策又は災害復旧に関する工事であることから、工事請負契約書第30条第4項のただし書の 規定の適用を受けるものである。 ☐ その他 ()
適用条件		☒ 三重県公共工事共通仕様書(令和6年7月版)を準用 (部分改正を行った内容も含む(最新改正: 令和7年7月 一部改定) ☐ 土木構造物設計マニュアル(案) ☐ 四日市市週休2日制工事実施要領 ☒ 四日市市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行要領 ☐ その他

(注) 上記受託業務事項・条件および内容のレ印当該欄は作業に当たって制約を受けることになるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は工事打ち合わせ等により協議するものとする。

ストックマネジメント計画に伴う調査業務委託 特記仕様書

【目的】

ストックマネジメント計画の対象路線について、既設管の残存強度調査を行うものである。

【業務内容】

1 スパン当たり 2 箇所（上下流 1 箇所ずつ）下記の通り行うこと。

- ・ 現場調査
 - ① コンクリートコア採取工（ソフトコア）
 - ② 鉄筋腐食試験
- ・ コア分析費
 - ① 圧縮強度試験
 - ② 中性化深さ試験
- ・ 報告書作成工

※ソフトコア採取については1箇所あたり3本とること。

※鉄筋研りだしを行い、配筋・ピッチ・かぶり・径の測定を行うこと。

【調査路線】

別紙の調査管渠リスト一覧表のとおり。

【安全対策】

安全確保のため現場作業中は交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の誘導及び整理を行うものとし、2人を標準とする。ただし、国道23号及び四日市中央線においては、交通誘導警備員Aを1人以上配置すること。

【災害防止】

作業の実施にあたり酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者に限る）を選任すること。

【成果品の提出】

- ① 報告書（A4） 2部
- ② 電子データ 2セット

なお、引渡し前においても成果物の一部を受託者の承諾を得て使用する場合がある。

【委託料の支払い】

完了払

提出書類の検査完了後、適正な請求書に基づいて支払うものとする。

調査管渠リスト一覧表

路線番号	排除方式	処理分区	延長	管径	管種
3282	合流式	納屋排水区	44.75	1500	コンクリート管
4438	合流式	納屋排水区	49.33	1650	コンクリート管
4456	合流式	納屋排水区	57.52	1650	コンクリート管
4493	合流式	納屋排水区	42.30	1650	コンクリート管
4494	合流式	納屋排水区	12.21	1650	コンクリート管
4498	合流式	納屋排水区	46.88	1650	コンクリート管
4502	合流式	納屋排水区	48.03	1650	コンクリート管
3216	合流式	納屋排水区	49.80	1650	コンクリート管
3215	合流式	納屋排水区	53.80	1650	コンクリート管
3207	合流式	納屋排水区	46.51	1650	コンクリート管
3206	合流式	納屋排水区	48.28	1650	コンクリート管
4515	合流式	納屋排水区	23.78	1800	コンクリート管
3059	合流式	納屋排水区	42.39	1800	コンクリート管
3058	合流式	納屋排水区	45.26	1800	コンクリート管
3057	合流式	納屋排水区	47.32	1800	コンクリート管
7194	合流式	納屋排水区	52.33	1800	コンクリート管
7624	合流式	納屋排水区	51.10	1200	コンクリート管
7193	合流式	納屋排水区	55.40	1800	コンクリート管
4517	合流式	納屋排水区	56.35	1650	コンクリート管
4518	合流式	納屋排水区	42.20	1650	コンクリート管
4520	合流式	納屋排水区	39.85	1650	コンクリート管
4521	合流式	納屋排水区	23.28	□2050x2050	コンクリート管
4627	合流式	納屋排水区	50.70	800	コンクリート管
3283	合流式	納屋排水区	38.05	900	コンクリート管
3217	合流式	納屋排水区	54.05	900	コンクリート管
3640	合流式	阿瀬知排水区	41.42	1200	コンクリート管
4602	合流式	阿瀬知排水区	97.30	1200	コンクリート管
4601	合流式	阿瀬知排水区	32.80	1350	コンクリート管
1270	合流式	阿瀬知排水区	53.20	1500	コンクリート管
7209	合流式	阿瀬知排水区	20.40	1500	コンクリート管
7207	合流式	阿瀬知排水区	71.20	1500	コンクリート管
7206	合流式	阿瀬知排水区	6.00	□1500x2100	コンクリート管
7208	合流式	阿瀬知排水区	8.90	1500	コンクリート管
1831	合流式	阿瀬知排水区	62.50	2100	コンクリート管
3911	合流式	阿瀬知排水区	40.90	1350	コンクリート管
1997	合流式	常磐排水区（合流）	12.20	2100	コンクリート管
4435	合流式	納屋排水区	112.93	1350	コンクリート管

間接工事費(積上)表

【業務名:ストックマネジメント計画に伴う調査業務委託】

R6.7.1

【※※※									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注1 ①処分費等が共通仮設費対象額に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合→共通仮設費・現場管理費・一般管理費ともに全額を率計算の対象とする
 ②処分費等が共通仮設費対象額に占める割合が3%を超える場合又は3千万円を超える場合→共通仮設費・現場管理費・一般管理費ともに処分費等が共通仮設費に占める割合の3%を率計算の対象とし3%を超える金額は対象としない、ただし対象となる金額は3千万円を上限とする
 なお、この処分費等は準備費に含まれる処分費(伐開・除根等に伴うもの)を含む
 ③支給品費等については、「工事費内訳書(入札時提出用)」の直接工事費における金額を0円として記入する